様式第９号の２（第16条第１項関係）

時間外労働
休日労働に関する協定届

労働保険番号	3510300338700□□□□ （都道府県／所掌／管轄／基幹番号／枝番号／被一括事業場番号）
法人番号	9250001013067

事業の種類	事業の名称	事業の所在地（電話番号）	協定の有効期間
労働者派遣事業	ワークステーション株式会社	（〒745　―0073　） 山口県周南市代々木通１丁目10番代々木ビル5E （電話番号：0834－　33－3663　）	令和８年４月１日から１年間

		時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数（満18歳以上の者）	所定労働時間（１日）（任意）	延長することができる時間数					
						１日		１箇月（①については45時間まで、②については42時間まで）		１年（①については360時間まで、②については320時間まで） 起算日（年月日）：令和８年４月１日	
						法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数（任意）	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数（任意）	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数（任意）
時間外労働	①　下記②に該当しない労働者	納期に合わせる為	製造	60	8時間	15時間		45時間		360時間	
	②　１年単位の変形労働時間制により労働する労働者	受注の集中　臨時の受注	製造	6	8時間	11時間		42時間		320時間	
		納期の変更									

	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数（満18歳以上の者）	所定休日（任意）	労働させることができる法定休日の日数	労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻
休日労働	納期に合わせる為　受注の集中　臨時の受注　納期の変更	製造	60	毎週１日	４日	８：00～24：00
			6	企業カレンダー	２日	８：00～22：00

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、１箇月について100時間未満でなければならず、かつ２箇月から６箇月までを平均して80時間を超過しないこと。☑

（チェックボックスに要チェック）



様式第９号の２（第 16 条第１項関係）

時間外労働
休日労働に関する協定届（特別条項）

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数（満 18 歳以上の者）	１日（任意）		１箇月（時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100 時間未満に限る。）				１年（時間外労働のみの時間数。720 時間以内に限る。）		
			延長することができる時間数		限度時間を超えて労働させることができる回数（６回以内に限る。）	延長することができる時間数及び休日労働の時間数			起算日（年月日）	令和７年４月１日	
			法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数（任意）		法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数	所定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数（任意）	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	延長することができる時間数		
									法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数（任意）	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率
納期のひっ迫	製造	60	15 時間		６回	95 時間	100 時間	25%	720 時間	840 時間	25%
人材不足による対応											
機械等のトラブルへの対応											
クレーム対応											
他、一時的又は突発的生産増に伴う業務の繁忙		6	11 時間		６回	80 時間		25%	720 時間		
大規模な受注の集中											
限度時間を超えて労働させる場合における手続	労働者代表者に対する事前申し入れ										
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置	（該当する番号）②　④　⑧	（具体的内容）終業から始業までの休息時間の確保　代償・特別な休暇付与　職場内での配置転換									

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、１箇月について 100 時間未満でなければならず、かつ２箇月から６箇月までを平均して 80 時間を超過しないこと。☑

（チェックボックスに要チェック）

協定の成立年月日　令和　8　年　3　月　16　日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の　職名　従業員　氏名　末岡　光春

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（　投票による選挙　）

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。☑

（チェックボックスに要チェック）

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第 41 条第２号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。☑（チェックボックスに要チェック）

令和　8　年　3　月　9　日

使用者　職名　代表取締役　氏名　原田　克保

徳山　労働基準監督署長殿